**【様式例】**

**共　同　企　業　体　協　定　書**

（目的）

第１条　本協定は、次の業務を共同して営み、優れた成果を達成することを目的とする。

（１）令和●年度農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱に定める流通条件環境改善対策（幹線コールドチェーン実証事業）にかかる申請の対象となる事業に関する業務（以下「交付申請事業」という。）

（２）前号に関連する事業若しくは業務

２　前項の業務のうち、各構成員が実施する業務については、別途協議のうえ定めるものとする。

（名称）

第２条 　当共同企業体は、●●・●●・●●共同企業体(以下、「当企業体」という。)と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当企業体は、事務所を●●（住所・企業名）内に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 ４ 条 当企業体は、令和●年●月●日に成立し、その存続期間は令和●年●月●日までとする。

２　交付申請事業が認められなかったときは、当企業体は、前項の規定に関わらず、解散するものとする。

３　第１項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第５条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住　　　　 所

商号又は名称

代　 表　 者

住 所

商号又は名称

代 表 者

住 所

商号又は名称

代 表 者

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、●●を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は交付申請事業の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、交付申請事業に関する申請業務及び交付決定者と調整する権限、並びに自己の名義をもって交付申請事業に関する（概算払金を含む。）の見積、請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務の範囲及び経費）

第８条　各構成員の業務の分担及び分担業務の経費については、次条に定める運営会議で別に定めるものとする。

（運営会議）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営会議（以下「会議」という。）を設け、当企業体の運営に関する重要な事項について協議の上決定し、交付申請事業の完了に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、交付申請事業の適正かつ円滑な実施を図るため、当企業体の履行する義務に関し、連帯して責任を負うものとする。ただし、当企業体の金銭債務の負担の履行に関しては、前条の会議で別に定めるときは、この限りでない。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、●●銀行●●支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第12条　この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

（交付申請事業の実施期間における構成員の脱退）

第13条　構成員は、構成員全員の承認がなければ、当企業体が交付申請事業を完了する日までは脱退することができない。

（解散後の交付決定者からの指示）

第14条　当企業体が解散した後においても、交付申請事業につき交付決定者から指示があったときは、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

（協定書に定めのない事項）

第15条　この協定書に定めのない事項については、構成員が協議して定めるものとする。

　 ●●外●社は、上記のとおり●●・●●・●●共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を●通作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するとともに、交付決定者である沖縄県知事に１通を提出するものとする。

令和●年●月●日

代表者　 商号又は名称

　　　　　　　代表者 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　 　商号又は名称

　 　代表者 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　 　商号又は名称

　 　代表者 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印